

○「治療と仕事の両立支援助成金」に関するQ & A（共通）

1 両立支援コーディネーターについて

問1-1 両立支援コーディネーター養成研修は事業主でも受講できるのですか。

答1-1 「治療と仕事の両立支援助成金」を活用いただく場合、両立支援コーディネーターは当該企業に雇用されている労働者に限定しています。ただし、本助成金の活用を予定していない場合、事業主が両立支援コーディネーター研修受講を申込みいただくことは可能です。

問1-2 両立支援コーディネーター養成研修の受講を希望していますが、どこに申込みればよいのですか。

答1-2 両立支援コーディネーター養成研修については労働者健康安全機構が実施していますので、当機構のホームページ中、「両立支援コーディネーター研修について」で開催場所や日程等を確認のうえ、お申込みください。

問1-3 助成金の支給対象事業主と両立支援コーディネーターの間に雇用関係は必要ですか。

答1-3 「治療と仕事の両立支援助成金」の「環境整備コース」と「制度活用コース」ともに、雇用関係は必要です。

2 対象となる傷病について

問2-1 本助成金の両立支援制度が対象とする労働者の傷病は何ですか。

答2-1 本助成金の両立支援制度が対象とする労働者の傷病とは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病です。

3 「治療と仕事の両立支援助成金」の「環境整備コース」と「制度活用コース」の支給申請について

問3-1 制度活用コースを申請する予定がなくても、環境整備コースに申請することは可能ですか。

答3-1 制度活用コースを申請する予定の有無に関わらず、環境整備コースを申請いただくことは可能です。

問3-2 環境整備コースの支給を受けていなくても、制度活用コースに申請することは可能ですか。

答3-2 環境整備コースの支給の有無に関わらず、制度活用コースを申請いただくことは可能です。

○「治療と仕事の両立支援助成金」に関するQ & A（環境整備コース）

4 両立支援環境整備計画書について

問4-1 環境整備計画中の計画期間は、どのようにして決めるのですか。

答4-1 計画期間は「両立支援制度を導入する月の初日又は両立支援コーディネーターを配置する予定の月の初日のいずれか早いほうを起算日とし、1年以内の期間」としてください。

問4-2 両立支援コーディネーターの配置を計画期間の開始日とする場合、「両立支援コーディネーター研修の修了、配置」と計画申請書の提出期限の関係はどうなっていますか。

答4-2 「両立支援コーディネーターを配置した日の月」の前々月末の日が提出期限となります。

問4-3 両立支援コーディネーターの配置日はいつを指すのですか。

答4-3 両立支援コーディネーター養成研修を終了した日の翌日を指します。

問4-4 両立支援環境整備計画書の認定基準に関して、労働者の健康確保のための両立支援制度の導入に関する計画とは、具体的にどういったものですか。

答4-4 具体的には、両立支援環境整備計画書の「制度の種類」及び「制度の概要・趣旨・目的」について、企業の抱える「現状・課題」に照らして、その改善・解消に資するものであって、労働者の健康確保を図るものである必要があります。

問4-5 両立支援環境整備計画書の認定基準に関して、具体的にどういったものですか。

答4-5 両立支援環境整備計画書について、具体的には、次のアからエのいずれにも該当していることが必要ですので確認してください。

ア 「制度の適用基準」について、「制度の種類」及び「制度の概要・趣旨・目的」等に照らして適切であること。特に対象者を限定する場合は、合理的な理由であると認められること。

イ 制度の適用方法（制度適用期間、手続き等）について、導入する「制度の種類」及び「制度の適用基準」等に照らして適切であること。

ウ 両立支援コーディネーターの配置について、スケジュールが明確に記載されていること。

エ 制度が実施されるためのスケジュールが適正なものであること。具体的には、両立支援環境整備計画書の「施行日等」について、「就業規則の労働基準監督署等への届け出予定日又は労働協約の締結予定日」及び「就業規則又は労働協約に係る従業員への周知予定日（従業員への書面による周知日、説明会日程等）」が「就業規則又は労働協約の施行予定日」より前の日となっており、適切なスケジュールであることを確認すること。

※ 従業員への周知予定日は、労働基準監督署等への届出予定日の前でも可
です。

問4-6 平成31年4月以降、「既に整備されている両立支援制度」や、「既に社内配置されている両立支援コーディネーター」をもって新たに両立支援環境整備計画を作成しても、環境整備コースの対象とはならないのですか。

答4-6 環境整備計画は、両立支援制度の整備や両立支援コーディネーターの配置前に申請いただく必要がありますので、環境整備コースの対象とはなりません。（両立支援制度の整備とは、①未整備のところに新たな制度を設ける場合、②従来の制度の見直しや異なる内容の制度を加える場合をいいます。）

問4-7 両立支援環境整備計画は認定されたのですが、計画期間内に両立支援コーディネーターの配置ができなかった場合、どうすればよいのですか。

答4-7 計画期間を変更する必要がありますので、当初の計画期間の終了日を延長する内容の変更申請をお願いします。ただし、延長後の計画期間は、変更前の計画期間の開始日から起算して1年以内の期間とします。（計画期間が1年を超えると、認定を取り消す場合があります。）

提出いただく書類等は次のとおりです。

■提出書類

- ・治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画（変更）申請書（様式第1号）（※標題の"変更"を○で囲んでください。）
- ・両立支援環境整備計画書（様式第2号）

■添付書類

- ・変更理由書（変更点と変更理由を簡潔に記載した書類 A4 縦版/下記参照）
- ・返信用封筒（通知書返信用、切手添付）

<参考>

変更理由書（環境整備コース）

● 変更点

計画期間の開始日と末日を次のとおり変更しました。

（変更前）2019/7/1～2019/11/30

↓

（変更後）2019/9/1～2019/12/31

● 変更理由

コーディネーター養成研修の抽選に外れ、計画期間内の配置が困難となったため。

上記の変更点等に相違ありません。

会社名 ○○株式会社

代表者氏名 ○○○○ 印

問4-8 両立支援コーディネーター養成研修の抽選後に、計画申請すると提出期限に間に合わなくなります。このような場合、提出期限を過ぎた計画でも受付してもらえないのですか。

答4-8 提出期限を過ぎた申請は受付できませんので、受講の結果通知が到着する前に環境整備計画の申請を提出してください。